

2018年
第20回
総会議案書

開催日時：2018年5月27日（日）10：00～12：00
交流会 12：00～14：00

開催場所：八王子市役所地下食堂

特定非営利活動法人


市民ユニットりぼん

たすけあいワーカーズりぼん設立趣意書

日大人口研究所によれば、14年後、65才以上の人口は、世界で初めて20%を超え、2025年には、65才以上の寝たきりは228万人、痴呆症（注1）は321万人と現在の3倍になるそうです。この為、40才代の未就業女性の45%が介護に追われるだろうという分析もありました。2025年に40才代ということは、現在の小学生です。高齢化問題は、まさに私たち自身に、そして子供達にかかってくるのだと言えます。それに核家族化・小家族化が進む中、現代における孤独は、高齢者に限られる現象では

ありません。泣きわめく赤ん坊を抱えて、途方にくれたり、病気や悩みによって、辛い思いをし、不安で泣いたりパニックになった経験のある人は多いはずです。家事労働も出産も子育ても親を看取ることも、それらの多くは、女性の手によって支えながら、社会的に正当な評価がされることなく、やれて当然という社会通念によって追い詰められていくのです。

今、私達は、ワーカーズコレクティブという新しい働き方を選び取りました。全員で出資し、働きながら運営し、雇われるのではなく、自主性、自発性に基づいた分担により、働き方もコントロールしていきます。お金を稼ぐ為だけの労働ではなく、働くことを自己表現のひとつとしてとらえ、生命を支える活動に自信と誇りをもって、取り組んでいきたいと思ひます。

アビリティクラブたすけあいと共に、今までの行政による福祉施策や民間の福祉サービス産業にはなかった市民主導による地域に開かれたたすけあいのしくみを作っていきます。

そして老いても障害を持っても当たり前暮らし続けることのできる街づくりに繋げていきたいと思ひます。

1993年4月

注1) 2004年に厚生労働省より差別的だとして公募により「認知症」に用語が統一された

NPO 市民ユニットりぼんの目的

市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする

市民によるたすけあいの理念とは

- ① お互いの尊厳を尊重し、たすけたり、たすけられたりという相互扶助の精神を大切にします
- ② 「どんな状況においても自分のことは自分で決める」という自己決定を尊重します
- ③ 自分の常識にとらわれず、多様な方法で問題解決を図ります

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 資格審査
4. 議長・議事録署名人 選出 及び 書記任命
5. 議事審議
 - 第1号議案 2017年度活動・事業報告及び収支決算の件
 - I. 2017年度活動・事業報告
 - II. 2017年度決算報告
 - III. 2017年度監査報告
 - 第2号議案 2018年度方針案及び事業計画案
及び収支予算案の件
 - I. 2018年度方針案
 - II. 2018年度活動・事業計画案
 - III. 2018年度収支予算案
 - 第3号議案 A C Tとの連携の件
 - 第4号議案 定款変更の件
 - 第5号議案 職員代表選出の件
 - 第6号議案 代表理事報酬の件
6. 議長・書記 解任
7. 閉会

目 次

第1号議案

2017年度活動・事業報告及び収支決算の件

- 【Ⅰ】 2017年度活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 2017年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Ⅱ】 2017年度収支報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 【Ⅲ】 2017年度監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第2号議案

2018年度方針案及び事業計画(案)及び収支予算(案)の件

- 【Ⅰ】 2018年度方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 【Ⅱ】 2018年度活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 2018年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 【Ⅲ】 2018年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第3号議案 ACTとの連携の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第4号議案 定款変更の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5号議案 職員代表選出の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第6号議案 代表理事報酬の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

【資料】 組織図

第1号議案 2017年度活動・事業報告、及び収支決算の件

I. 2017年度活動報告

- ◆ 定款に沿った活動を行いました。

会員活動

2017年度活動方針の達成度

【地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます】

それぞれの会員やボランティアの方々の協力で会員活動に取り組むことができました。

① 地域活動

ACTいきいきサークル支援 「それいゆ（リコーダー）」、「絵画クラブアトリエ友」、「ほっとスペースでのひら」	
・それいゆ（リコーダー） メンバー数5名	…毎月第3土曜日、ひだまりの家にて練習をしました。ひだまりの家の音楽会と多世代交流スペース“キッキプラス”で演奏ができました。
・絵画クラブアトリエ友 メンバー数5名	…月1回、ひだまりの家を借りて自由な題材で水彩画を描くことが出来ました。
・ほっとスペースでのひら メンバー数20名	…小グループ活動として、電車・バスを使って所沢航空公園、多摩六都館、江戸たても園に親子で出かけました。延べ80人が参加しマナー・ルールが学べました。 ・親子クッキングで餃子、お好み焼き、たこ焼き、酒まんじゅうにチャレンジし、延べ30人参加。昨年からの継続で子どもたちの包丁使いも上手になり、率先してお手伝いをする様子も見られました。 ・週1回フォニクス英語にも取り組み資格が取得できました。 ・一般向けには、八王子のドロップスと協力して、禅東院で親子コンサートを実施し60人のお客様が見えました。
広報 「おはなし りぼん」	1回発行することが出来ました
「ホームページ更新」	居場所の活動や求人広告など随時更新できました
障害者就労支援	機会がありませんでした。

出前介護教室	介護初心者家族に向けて、リハビリパンツとパットを併用する時のあてかたやベッド上での体位の整え方などを伝えました。ヘルパーケアを利用されても、ご家族で対応することが無いというわけにはいかないため「聞いてよかった」等の感想が聞かれました。
交流会「結びの会・りぼん」	10月29日(日)に“落語とよさこい踊り”で企画しましたが、前日からの台風接近による悪天候で中止となりました。
被災地等への寄付金活動 (いちょう祭りでのバザー)	平成17年11月18日(土)長房ふれあい市民センター前河川敷のわくわく広場に参加。地域の皆さんとメンバーの交流をはかることが出来ました。酒饅頭225個、味噌おでん125本と昨年より多く作り完売しました。利益の一部を東日本大震災復興支援に市民活動協議会を通じて寄付させて頂きました。ご協力ありがとうございました。
在宅心身障害者 緊急一時保護登録支援	新規の登録者も利用もありませんでした。
まちづくり市民運動・ 政策提言	情報を受け止めたが発信はできませんでした。

② 法人内活動

ひだまりの家支援： 庭作りボランティア 登録ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、ひだまりの家の庭の手入れを行いました。手入れした季節の花が次々と咲き、利用者の皆さんがとても喜んでくれています。小松菜や絹さやを始め、野菜作りもできました。キュウリやトマトも食卓に上り、美味しく食べていただいているとのことで大変うれしいです。 ・絵手紙や物作り等のお手伝い。リコーダーやマンドリンの演奏会。草餅作りのヨモギ収穫。孫を連れてのボランティア。利用者さんとの話し相手。色々な場面でのお手伝いをすることができました。
救急救命講習会	2018年1月28日(日)参加者12名で応急救護研修を行いました。救急隊3名の指導により、心肺蘇生・AEDの使い方・餅などの食べ物がのどにつかえた時の対処法などを学びました。参加者からのたくさんの質問に、わかりやすく説明していただき今年度も充実した研修となりました。
会員交流会	2017年5月21日(日)の総会終了後、昼食のお弁当を食べながらの歓談、その後メンバーのグループのマンドリン演奏の美しい音色を楽しみました。

<p>みんなの参加できる定例会 を目指します</p>	<p>開催日時は原則隔月の月末の夜間とし、 開催場所は長房ふれあい館たはひだまりの家で開催いたしました。 定例会の後、部門共通研修を行いました。 定例会手当として1回に1,000円支給しました。</p>		
	内容	出席者	
	6月	ヘルパー手帳の読み合わせ (接遇、事故防止と対策非常時対応等)	11人
	8月	八王子出前講座「地域包括ケアシステム」	17人
	10月	八王子出前講座 「ツボを使った体のコンディショニング」	14人
	12月	DVD鑑賞「エンディングノート」	10人
	2月	八王子出前講座 「障害者の虐待防止と差別禁止」	13人
	3月	感染症について	9人
	部門共通研修	<p>11月20日「ケア者ケア＝介護者が元気になる講話」 講師：加藤 公恵さん</p>	15人

総務・法人事務局

➤ 法人の円滑な運営のため下記の件について取り組みました

[労務管理・職員管理]

1、セキュリティ管理・個人情報保護

- ・情報セキュリティ委員会を随時開催しました。

2、安全衛生管理

- ・毎月、衛生委員会を開催しました。
- ・従業員の勤務時間の管理を社労士の指導のもと就業規則, 所定労働時間の遵守に努めました。
- ・従業員の健康を維持するため、年1回の定期健康診断受診を促進し、8割の職員が受診し、健診結果を参考に健康状況を各部門管理者とともに把握しました。
- ・従業員健康状況報告

労災申請	勤務制限必要者	休業必要者	出勤停止者	復職者
0	0	0	0	0

[総務総括]

業務をお金関係、それ以外とで分担し、3人体制から2人体制に変わったが業務が正常に遂行できた。

成果①無線LANの導入②国保連伝送をインターネットに変更③ACTシステム変更の対応

④リース、メンテナンス契約の現状把握と今後の対応の提案

(プリンター、複合機、電話、パソコン、介護ソフト)

⑤ハローワークや人材派遣会社の話を聞きメンバーの増員への方法を模索した。

[法人会員管理]

会員加入 2名 賛助会員 1名

退会 4名

2018年度 39名会員数名(3月31日現在)

3、ネットワーク活動を推進しましたが、加入はありませんでした。

➤ 会議報告

定例会

- ・原則隔月の夜間(土、日曜日にあたる場合は金曜日に繰り上げ)
長房ふれあい館かひだまりの家にて7回開催

理事会

- ・理事、外理事出席のもと5回開催

理事運営委員会

- ・7回開催

管理者会議

- ・3回開催

➤ ACTと『少額短期保険情報提供等委託契約』を締結し、情報提供活動を行ないました

1、事業報告

① 2017 年度事業運営方針の達成度

・本人の望む在宅生活の理解と支援を行います。

常勤 3 名、曜日固定ヘルパー 1 名、登録ヘルパー 11 名でケア提供しました。予防訪問介護が介護予防日常生活支援総合事業に移行し、制度上りぼんでは全ての要支援の方へはケア提供が行えなくなりました。りぼんでのケア継続を希望され、自費でのケア依頼についてはできる範囲で対応できました。利用者状況の変化に対しても関係機関と連携をとり柔軟に対応できたと考えます。定期的に見直される制度をより深く理解した上でケアに臨むことが適切な支援につながる事は言うまでもありません。次年度はさらに研修の機会を確保したいと思えます。

・本人が安心して介助が受けられるよう、介護技術の獲得を目指します。

前年度計画出来なかった身体介護技術研修を行えました。「障害者虐待防止と差別禁止」「地域包括ケアシステムの理解」など制度理解についての研修も行えました。全員参加の研修はありませんでしたが、事前に業務ニュースとして案内を出し興味を持ってもらえるよう努めました。外部研修受講の際の報告会はありませんでした。

・責任ある労働の提供

目標としたケア時間に到達しませんでした。身体状況等の変化によりケア内容が急変した場合にもチームとして対応することが出来ました。携帯メール、FAX、電話など多様なツールで職員が連携できたと考えます。

② 事業実績

事業名	ケア目標時間数 (年)	2017 年度実績	従業者の人数
介護保険訪問介護	3840 時間	2729 時間	常 勤 3 名 登録ヘルパー 12 名
介護予防日常生活支援総合事業	480 時間	816 時間	
障害福祉サービス	2160 時間	2122 時間	
移動支援	120 時間	153 時間	
ACT 提携	840 時間	560 時間	
なんでも隊		228 時間	
合計	7440 時間	6608 時間	

③ 評価と課題

目標	評価	課題	対策
責任あるサービスを行います。	事故・ひやりはっと報告 まとめを適時配布した。 ケア予定事前チェック、変更時の連絡を行えた。	事例検討会の設定ができなかった。 ケア忘れは無くせなかった。	年間計画に事例検討会を組み込む チェック体制細部の見直しを行う。

	<p>ケア情報の更新を適時行えた。</p> <p>職員間の『顔の見える関係』構築の為の取り組みを行えた。</p> <p>人員確保のための取り組みが行えなかった。</p>	<p>交流会の複数回実施には至らなかった。</p>	<p>実施回数が増やせるよう担当を決める。</p> <p>メンバー募集をホームページ等で継続、また生活支援中心型ヘルパーの募集も行う。</p>
職員の介護技術及び問題意識向上を目指します	年間計画に基づく研修を推進できた。	全員が参加した研修はなかった。	研修参加の意欲が高まる様呼びかけを継続する。
利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します	状況変化等をチームに連絡しその都度対応することで目標達成を目指すことができた。	チーム会議の開催が少なかった。	チームメンバーが顔を合わせて話せる機会を作る。
課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。	サービス担当者会議への出席、ケアマネへの報告を適時行うことができた。		
当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。	紹介することができた。		
個人情報保護に取り組めます。	法人学習会で扱い、取り組むことができた。		

事故等報告

区分	件数	対策
苦情	0件	

破 損	ケア忘れ	ケアミス (生活)	ケアミス (身体)	遅 刻 な ど	物品持 ち 帰 り	私 物 忘 れ	手配ミス	ひ や り は っ と
0 件	5 件	0 件	0 件	4 件	0 件	3 件	0 件	2 件

ケアプランサービスりぼん

1、事業報告

①2017年度 方針達成度

各利用者に適した情報提供を行い、利用者自身が選択する機会を作ることで能力を生かすことが出来、又、笑顔が見られる様支援をすることが出来ました。

②実績報告

事業名	事業内容	目標件数	2017年度実績	従業員数
居宅介護支援	援助計画	総合 192 件	276 件	3 名
		介護 768 件	725 件	3 名
	認定調査	408 件	433 件	3 名

*夏から冬にかけて入院、入所する利用者が複数あり 1 か月平均 3 件程度のマイナス実績となった

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守り安定した事業運営を目指します	<p>①フレックス制労働を活用し休息がとれる様努力することが出来ました。</p> <p>②今年度は夏頃から冬にかけて入院、入所する利用者が増え目標件数に達しない月もあったが、認定調査の件数を増やすことで補うことが出来ました</p>	<p>①利用者本人、家族介護者の状況で入院、入所もあり得ることを予想する必要がある</p> <p>②認定調査依頼を断割らなかつたことで年間通して多忙だった</p>	<p>①利用者の状況変化は常と考え、目標件数を1件程度上回る件数をマネジメントすることで大きなマイナスとなることを予防する</p> <p>②利用者訪問とデスクワークをバランス良く行い業務のスピード化を図る</p> <p>③認定調査件数を1か月30件とし従業員の健康を維持する</p>
サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します	<p>①自立支援マネジメントを活用し利用者の利点を生かした支援を行うことが出来た</p> <p>②必要な情報提供を適時行い、自己決定が出来る様支援しました</p> <p>③利用者アンケートを実施しました</p>	<p>①質問内容が当てはまらない利用者もあり答えにくい質問になった</p>	<p>①介護保険理念に基づいて質問、要支援、要介護者両方に当てはまるアンケート内容としあらゆる意見を支援に生かしていく</p>

	⑤新規採用が出来ませんでした。 月1回のミーティングを実施し事例、情報交換を行いました	②ホームページや口コミ、一般募集で募集行ったが応募が無かった	②引き続き募集活動を行って行く
地域社会活動	悪天候の為「結びの会」の開催が出来ませんでした	介護者家族の喋り場は介護力を引き出す上で重要と考える	地域に多数ある家族の会等紹介する 結びの会を開催し家族や利用者が楽しめる機会を作る

③職員の処遇

- ・年1回の健診が実施出来ました。
- ・月1回の業務会議が開催出来ました。
- ・研修参加の推進が出来ました。

2、介護医療推進会議、年4回出席し介護支援専門員の立場から意見交換が出来ました。

3、研修報告

認定調査研修、地域包括システムについて、障害者虐待について、感染症ケア者ケア、個人情報保護方針、職員倫理

4、苦情、事故報告

区分	件数	内容 対策
苦情	0件	
事故	1件	<p>内容： 障害、介護の併給利用者 月途中体調等の理由で通所利用中止があった時は、その点数分を訪問介護の介護保険に振り分け、限度額ギリギリの計画に修正しており、事故発生月も同じように給付行ったが訪問入浴回数を1回少なく請求したことで自己負担が発生してしまった</p> <p>対策： 訪問入浴、利用者に事情説明行い謝罪した 訪問入浴事業所にはサービス1回分の10割の金額を包括保険から支払った</p>

ひだまりの家

1. 事業報告

① 2017年度方針の達成度

*小規模を活かし、家庭的な施設運営ができました。

*利用者の在宅生活が継続できるよう、日中の生活を支援することができました。

② 実績報告

事業名	利用者目標延べ人数	2017年度実績	従業員の人数
介護予防日常生活支援総合事業	381件	403件	常勤 3名
地域密着型 通所介護事業	2300件	2166件	非常勤 9名

③ 評価と課題

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守り、職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担を行い、過度な労働にならないように努めました。 ・看護及び調理スタッフの新規採用が1名ずつありました。 ・毎月の職員会議で、事例検討や状況変化報告を出し合い、職員間での共有や連携を図り、事故防止等に努めることができました。 ・八王子市の高齢者虐待防止研修を全職員で共有できました。また、認知症予防体操研修や応急救護研修等、それぞれが必要とする研修を受けることができ、サービスの質の向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び講師の高年齢化 ・職員の質の向上及び連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康を維持し、働く意欲を持つ ・人材確保の為、人との繋がりを作る ・職員一人一人がサービス向上の為に、活発な意見交換を行える場を作る ・それぞれの職員が必要とする研修に参加する
特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の状態変化や、毎月の報告をケアマネジャー等にすることができ、早めの対応に繋げることが出来ました。 ・アンケートや文化祭(交流会)を通して、利用者及び家族の満足度や要望等の確認をすることができ、一人一人のサービスの向上に反映することができました。 ・近隣の外出を企画し、心身の活性化を図ることができました。市制100年フェスティバルに足を運び、喜びを共有することができました。 ・日々のプログラムの充実を図り、利用者からの発信で新たにできたこととして、『綴り方』の時間やお正月花での『生け花』、又、利 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の好みや可能性を見出せるプログラム内容を検討していく

	<p>ユーザー主導の『お抹茶会』も実施できました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターが推進する『踏まネット運動』を、指導員から教わることができ、日々のプログラムに活用することができました。 ・家族が帰宅するまでの延長利用の要望があり、1月後半からほぼ毎日の利用実態がありました。 ・運営推進会議を2回開催し、地域の方々に理解を深めてもらうことができました。 ・下半期に利用回数の多い利用者が減少し、厳しい運営状況となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長利用対応の人員体制 ・新規利用者を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ職員が過度な労働にならないよう調整する。 ・支援事業所への広報活動を行う
栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのとれた献立を提供することができました。 ・季節の素材を取り入れ、個別対応及び病態による対応を行うことができました。 ・誕生会や行事時の特別メニューを取り入れることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材料等の高騰 	<ul style="list-style-type: none"> ・献立や調理内容を工夫する
安全衛生管理を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いやうがいを徹底し、感染予防に努めることができました。 ・食品等の衛生管理を行いました。 ・調理職員の検便を年4回実施できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員への徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員向けの研修を行う
災害対策を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に地震、11月に火災を想定した訓練を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起きた時の不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会との連携を図り、訓練の見直しをする
地域社会との連携を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・月平均30件の地域ボランティアの受け入れを継続できました ・小、中学校の職場体験の受け入れができました。(五小,四中,七中,桐田中,南多摩中計,16名) ・教職員実習生の受け入れができました。(明星大学 合計6名) ・町会の防災訓練に参加できました。 ・カフェこすもすに、利用者の作品を展示することができました。 ・他団体(八王子福祉園・放課後デイわくわく)との交流ができました。 ・文化祭(交流会)で、地域の民生員等、近隣 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望に沿うボランティアの依頼や、地域との関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの社会資源を活用し、お互いにより良い関係を作る

	<p>の方々との交流ができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方に向けた交流の場『ひだまりカフェ』を2回開催することができました。 ・町会活動の催し物に参加し、交流を図ることができました。 ・地域の介護事業所と勉強会を2回行い、連携を図ることができました。 		
安全な施設管理に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の掃除で、清潔で安全に過ごせるよう管理できました。 ・日々、火災防止上の点検を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩室や倉庫の片づけは、時間内ではできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・片づけの時間を、定期的に作る

④ 苦情事故等の報告

区分	件数	内容及び対応
苦情	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅近所の庭スペースを無断で使い、送迎車の向きを変えた
事故	11件	<ul style="list-style-type: none"> ・車両故障2件（ダイナモ故障・バッテリー交換） ・薬の入ったタッパーを利用者がトイレに流し、トイレが詰まる ・調理室の鍋の空焚き ・調理室の水道蛇口故障 ・上着、靴の履き違いで帰る など

みんなの居場所カフェりぼん

2017 年度報告

1、事業実績

- ・収入目標 1,200,000 円 + 600,000 円 (助成金)
- ・実績 1,820,090 円

延 年間活動日数	延 年間参加人数	延 年間その他参加人数 (見学者など)	延 年間スタッフ人数
245 日	2886 人 (前年度比 114%)	50 人	749 人

2、①目的に添って運営が出来ました。

目的	評価	課題	対策
地域の方々が昔の縁側の様に気軽に立ち寄れる交流の場とします	毎週月～金、10:00～16:00 開催できた。	曜日によっては利用のバラつきがあり企画のない日の午前中は利用が少なかった	企画を増やす
	当番を担当出来るボランティアを社協だよりで募集し 2 名の登録があった。	ボランティア当番の体調不良等に人員の余裕がなく対応に苦慮した	引き続きボランティアを募集し、増やしていく
	町内会だけでなく拡大して周辺の町内会に回覧し参加者を募った。また町会の会議へ出席しカフェりぼんの企画情報等アピールできた	タイムリーなお知らせをする。	町会回覧のタイミングに合わせて広報を定期的に行い参加、利用を広めていく
	カフェりぼんで顔見知りになった利用者同士、傾聴したり相談相手となり助けたり助けられたりの輪ができた		
はちバスの時間に合わせて毎月 1 回催し物を開催し、多世代交流の場とし会員を増やして行きます	月 1 回 ワンコインコンサートを開催できた。新たな公演内容も加わり内容が充実した。りぼんの活動等、十分説明できず会員を増やすところまではできなかった	法人の地域活動について説明し会員を増やしていく	引き続き、交流の機会として毎月 1 回開催していく

公的サービスだけではニーズが満たされない高齢者の居場所として開放し特技を生かしてもらいます	利用者同士、得意なことを教え合い新たなサークルが出来た		誰でもが参加しやすい企画、環境づくりを心がける 生活援助サービス等、新たなサービスの創設を検討していきます。
男性向けの企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます	「パソコンで年賀状」 「終活」の企画には男性の参加が複数見られた。		

企画名	大人の布遊び	参加数	ワコインコンサート (内容)	参加数
4月	マクラメ	7名	カンテレ演奏会	38名
5月		9名	“落語” 桂右團治さん	34名
6月		8名		31名
7月	マクラメ・金魚	7名	女声デュエット	20名
8月	お休み		フォルクローレ	25名
9月	マクラメ	10名	ピアノ演奏	18名
10月	〃	8名	三線 (11/4 に開催)	30名
11月	〃	4名	ハーモニカ	14名
12月	〃	4名	染谷知子さんの歌	39名
1月	干支の戌づくり	7名	アコーディオン演奏会	20名
2月	〃	7名	ギターと歌	22名
3月			人形劇こんぶ座	23人

企画名	健康体操	木目込み	健康麻雀	編み物	紙芝居	パソコンで年賀状	終活
開催頻度	週1回 (9月まで)	月4回	月2回	月1回	単発	単発	単発
延べ参加人数	231人	407人	127人	46人	20人	5人	8人

②事故報告 1件 ボラのお当番がポストの郵便物を確認しようとしたとき、凍結した斜面で足を滑らせて転倒し、腕を骨折した。

③助成内容：八王子市一般介護予防サロン活動支援事業「常設サロン」支援金

2017 年度 貸借対照表
2017 年度 活動計算書
2017 年度 財産目録
2017 年度 事業別損益の状況
2017 年度 監査報告書

以上については別紙掲載

第2号議案 2018年度方針及び事業計画及び収支予算の件(案)

I. 2018年度方針(案)

○ 経営理念

自分自身が利用したいと思えるサービス事業者を目指します。

- ・ 経営基盤を確立し安定した経営を目指します。
- ・ 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ・ 利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。
- ・ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を推進し、地域福祉サービスの拠点を目指します。

■ 地域に根ざした法人を目指します

2018年度制度改正は、どこに住んでいても適切な医療、介護を切れめなく受けることが出来る体制として地域包括ケアシステムを更に強固なものとするための改正です。

居宅は入院時の情報提供等を速やかに行うこと等、より一層の医療との連携が強く求められています。

訪問は、自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進、評価する観点から身体介護に重点が置かれ、生活援助との報酬差がさらに広がる事になりました。

通所は、重度化しない為のサービス、予防の観点に立ったリハビリや運動等のサービスに対しての報酬が手厚くなっています。

いずれも私たち法人には厳しい経営となることと思います。

一方、3年前開所したみんなの居場所カフェりぼんの活動は日を追うごとに多くの地域の方々が集い、広がりを見せています。

制度にとらわれず、地域の中からたすけあい、支えあえる活動の拠点として地域に根ざした生活援助の仕組みを作っていくことも私たちの担える役割だと思っています。

一人ひとりが継続してきたりぼんでの活動を振り返り、前を向いて会員全員で力を出し合い進んでいける年度にしたいと思っています。

■サービス提供体制の充実を図ります

- 「チーム会議」「職員会議」「部門ミーティング」等を十分に機能させ職員間のコミュニケーションを図ることで、働きやすくやりがいのある職場を目指します。
- 地域包括ケアシステムの一員として法人各事業所共通の「サービスの質の向上」をめざします。
- 各事業所の経営体制を安定させるため、理事会および理事運営会議、管理者会議において各事業所の経営状況を把握、分析を行い経営改革を迅速に行います。
- 苦情及び事故等の処理を円滑かつ迅速に行うために苦情事故等検討委員会を開催し、再発防止を徹底することでサービスの質の向上を目指します。
- すべての職種に共通した研修を実施します。
- 法人全体で個人情報保護に取り組んでいます。
- 介護サービス情報の開示を実施します。
- 各種研修への積極的参加により職種ごとのスキルアップを図り職員の意識改革と質の向上をめざします。
- 職員の健康に配慮し、責任あるサービスの提供に努めます。

■誰もが集える場所、気軽に立ち寄れる場所づくりを目指します。

- まちのニーズをひろいます。
- 介護保険サービス、フォーマルなサービスでは解決出来ないサービスを作ります。
- 会員数を増やしていきます。
- スタッフも、地域の人、誰もが楽しく集える場所を作ります。
- 地域の顔が見える関係を作ったすけあいの輪をひろげていきます。

■「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンに賛同し、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」のための活動を推進します。

- 地域包括支援センター等と連携し、認知症になっても安心して暮らせる町づくりに取り組みます。

II. 2018 年度活動・事業計画 (案)

会員活動

地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます。

①地域活動

- ◇ 「ACT いきいきサークル」の活動を支援します。
- ◇ 地域の交流の場として、ひだまりの家やみんなの居場所「カフェりぼん」を提供していきます。
- ◇ 障害者就労体験の場を提供します。
- ◇ 広報活動を推進します。
 - ◎広報紙「おなはしりぼん」の発行
 - ◎ホームページで広く法人の活動を広報していきます。
- ◇ 出前介護講習
在宅介護初心者のお宅に出向いて介護方法等の講習を行い介護者を支援していきます。
- ◇ 在宅心身障害者緊急一時保護制度が利用できるよう会員の介護人登録推進します。但し「コーディネート」は行いません。
- ◇ 交流会「結びの会・りぼん」
りぼん会員、利用者、職員はもとより広く地域にむけての交流会を実施します。
- ◇ 被災地等への寄付金活動
いちよう祭り等を活用して、バザー等の売上金を寄付する活動を行います。
- ◇ 市民運動・政策提言
地域で暮らす生活者として、まちづくりや環境・食の安全等を定例会等で話し合い、生活クラブ運動グループ地域協議会などと連携して課題に取り組んでいきます。
- ◇ 他団体と共に地域福祉の向上及び地域包括システム(ネットワーク)の活動を行います。
- ◇ 地域包括支援センター等と連携し、「認知症を知り、地域をつくる 10 年計画」を推進します。

②法人内活動

- ◇ ひだまりの家の支援を行います。
 - ◎庭作りボランティア
 - ◎登録ボランティア
- ◇ みんなの居場所カフェりぼんの支援を行います。
 - ◎開所時のお当番ボランティア
 - ◎庭の草むしりや、環境整備のボランティア
- ◇ 救急救命講習を実施します。
- ◇ 会員交流会を実施します。
- ◇ みんなが参加できる定例会を目指します。

総務・法人事務局

- 法人の円滑な労務管理、財務管理、法人会員管理、職員管理を目指します。
- 法人の円滑な運営の充実を目指します。
 - 1、個人情報保護に取り組めます。
 - ・ 情報セキュリティ委員会を随時開催します。
 - ・ 職員向けの研修を各部門管理者と共に開催します。
 - 2、安全衛生管理に努めます。
 - ・ 毎月衛生委員会を開催します。
 - ・ 従業員の勤務時間の管理を徹底します。
 - ・ 従業員の健康を維持するために定期健康診断受診を促進します。
 - 3、法人主催の研修を実施します。

[総務]

- ・ パート職員 2 名で仕事の分担は 2017 年度と同様
- ・ 介護ソフトのリース期限があと 1 年になるのに伴い、年度後期に別のソフトなどお試しなどの検討していく。

II. 2018 年度事業計画 (案)

介護サービスりぼん・ACTたすけあいワーカーズりぼん

事業内容：介護保険介護給付事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス、
八王子市移動支援事業、自立支援事業（ACT 提携事業、なんでも隊）、

- 1、 月次目標時間数 介護保険・210 時間／介護予防・日常生活支援総合事業・50 時間／
障害者福祉サービス・165 時間（移動支援含む）／ACT など・50 時間
 - 2、 従業員数/サービス提供責任者 2 名、常勤ヘルパー1 名、曜日固定ヘルパー1 名、登録 11 名
 - 3、 事業運営方針
 - ・ 本人の望む在宅生活の理解と支援
 - ・ 本人が安心して介助を受けられるような技術の獲得
 - ・ 責任ある労働の提供
- (1) 責任あるサービスを行います
- ① 在宅介護初心者の方の出前介護教室を継続します。
 - ② 危機管理、危険管理、課題解決
 - ・ 事故報告、ひやりはっと報告の推進をはかり、解決方法を職員全員で共有します。
 - ・ ケア予定の事前チェックを行い、携帯メール等を利用してイレギュラーなケアや変更点などの連絡を行い職員の注意喚起につなげます。
 - ・ サービス提供責任者、ACT コーディネーターは情報の更新を適時速やかに行います。
 - ③ 職員の働きやすい環境整備
 - ・ 相談、連絡が円滑に行えるよう交流会・研修等を開催し『顔の見える関係』を構築します。
 - ④ 人員の確保
 - ・ 多様なニーズに応じていけるよう新たに認められる生活支援中心型の担い手を受け入れ、適正にケア提供できるようにします。
 - ・ 曜日固定ヘルパーの働き方をスキルアップの一つとしてとらえ継続、適時募集も行います。
- (2) 職員の介護技術及び問題意識向上を目指します
- ・ 訪問部門管理者は事業所の年間研修計画を作成し、職員が興味のある研修の企画に参加できるように呼びかけます。
 - ・ 訪問部門管理者と研修企画担当者は必須研修のテーマについて複数回取り組み職員は技術、知識の習得につながるよう研修に参加します。
 - ・ 訪問部門管理者は職員スキルアップのための情報提供、サポートを行います。
- (3) 利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します
- ・ サービス提供責任者、ACT コーディネーターは状況変化、ケア目標・介護計画の共有が出来るようなチーム会議を適時開催します。
- (4) 課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。
- ・ サービス提供責任者は利用者の状況を書面にて毎月ケアマネに報告し、連携に努めます。

- (5) 当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。
- ・ 公共機関や、インターネットを活用し地域のネットワークを構築します。
- (6) 個人情報保護に取り組みます
- ・ 職員は法人の個人情報保護方針にそって取り組みます。

ケアプランサービスりぼん

1、事業内容：介護保険居宅支援事業（介護プラン、日常生活総合事業、認定調査、相談業務）

2、目標件数：63件/月（介護プラン） 管理者23件 常勤30件 非常勤10件
28件/月（総合） 管理者15件 常勤9件 非常勤4件

3、従業員：3名

4、事業所運営方針

- ・適切な情報提供を行い、利用者自身が選択し持てる能力を生かすことが出来る様支援します。
- ・また、笑顔がみられる支援を行っていきます。

(1) 職員の健康を守り、安定した事業運営を目指します。

- ・多様なニーズや緊急対応に応えることが出来、且つ、各職員の健康や超過勤務にならないようフレックス制を採用します。
- ・利用者を取り巻く環境（介護力、経済力）に由って、在宅介護が継続出来ない状況もあり、件数の変動があることは否めないことから認定調査を行うことや、一人1件程度、目標件数を上回る件数をマネジメントすることで、常に目標件数の維持に努めます。

(2) サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します。

- ・自立支援マネジメントを活用し、利用者の出来ること、楽しみにしていることなどが、生かされる支援を行って行きます。
- ・適切な情報提供を行い、利用者の日常生活継続と自己決定が出来る様支援します。
- ・認知症の利用者が増えてきている現在、利用者も家族も安心して暮らせる様、サービス事業者や地域の方と連携を図り支援して行きます。
- ・事故、ひやりはっと、苦情等共有し再発を予防します。
- ・利用者アンケートを実施し、より多くの意見、要望を聞き取り質の向上に努めます。
- ・地域包括ケア会議の出席要請があった時は積極的に事例提出を行い連携を図ります
- ・適宜、スーパービジョン等の指導を受けて資質の向上を目指します。
- ・事業所存続の為、主任介護支援専門員の採用、又は事業所内で主任介護支援専門員の取得に向けて研修参加を推進します。

(3) 地域社会活動

- ・介護者や利用者の参加を呼びかけ介護者が元気になり、利用者が楽しくなる交流の場を法人と協働で「結びの会」の開催を行います。
- ・みんなの居場所「カフェりぼん」に集う元気な高齢者の力を引き出し、発揮できる場として地域のニーズに合わせて新たなインフォーマルサービスを作りだして行きます。

(4) 職員の処遇

- ・年1回の健康診断を実施します。
- ・月1回の業務会議を開催し情報の共有を図ります。
- ・研修の参加を推進します。

ひだまりの家

1. 事業内容：地域密着型通所介護事業・介護予防日常生活支援総合事業

2. 目標利用者数： 介護 9.5 名 予防 1.5 名／日

3. 従業員数：常勤 2 名

非常勤 9 名（介護：4 名 看護：3 名 調理：2 名 ドライバー：2 名）

4. 事業所運営方針：

*小規模を活かし、家庭的な施設を目指します。

*利用者の在宅生活が継続できるよう日中の生活を支援します。

(1) 職員の健康を守り、職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます。

- ・職員の業務分担に努め、生きがいとして働ける職場を目指します。
- ・職員の日々の記録や、毎月の職員会議の充実を図り、職員間の連携に努めます。
- ・ひやりはっとを見落とさずに報告し、職員全員で共有して再発防止に努めます。
- ・それぞれの職種が必要とする研修に参加し、その成果を日々の業務に活かします。

(2) 特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します。

・心身の活性化を図ることを目的とした、楽しめる活動を提供します。

(趣味活動・レクリエーション・近隣外出・懐かしのおやつ作り等)

・利用者一人一人の可能性やニーズを引き出し、要望に応えたサービスの提供をします。

・ケアマネジャーとの連携を図り、状態変化等の報告を迅速にします。

・利用者アンケートや文化祭(交流会)を実施し、サービスの満足度や要望などの確認を行い、利用者や家族との交流を深めます。

・時間延長の受け入れ体制を整え、本人及び介護者の支援をします。

・出前介護講座を行い、本人及び介護者に合った支援をします。

(3) 栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します。

・低栄養リスクを考え、バランスのとれた献立作成を行います。

・季節の素材を取り入れ、個別対応及び病態による対応をします。

・一人一人の誕生会メニューや、季節感を味わう行事メニューを取り入れます。

(4) 安全衛生管理を行います。

・手洗い・うがいを徹底し感染予防に努めます。

・食品等の衛生管理に努め、定期的な検便を実施します。

(5) 災害対策を行います。

・避難訓練を、利用者と共に実施します。

・毎月の職員会議で、災害時対応の確認をします。

(6) 地域社会との連携を行います。

・年 2 回の運営推進会議を通して、町会との関わりを深め、町会活動に参加します。

・地域や他団体との交流を深め、学生やボランティアの受け入れを積極的に行ないます。

・空き曜日(土、日曜日)を活用して、地域に開かれる場所としての催し物を企画します。

・地域の防災訓練に参加し、防災の知識を町会ぐるみで共有します。

(7) 安全な施設管理に努めます。

- ・大掃除を実施し、日頃できない部分の片づけを行い危機管理に努めます。
- ・施設内外の日々の掃除や片付けを通し、管理を徹底します。

みんなの居場所カフェりぼん

【目的】

- 1、地域の人たちが昔の縁側の様に気軽に立ち寄れる交流の場とします。
- 2、はちバスの時間に合わせて毎月1回 催しものを開催し、多世代の交流の場とします。
又、活動の理解を深めてもらい会員を増やしていきます。
- 3、公的サービスだけではニーズが満たされない高齢者の行き場として、居場所を開放し
特技を生かしてもらいます
- 4、地域の方々や職員の交流の場、特技を生かす場として活用します。

・収入目標 1,200,000 円

*90,000 円×12 ヶ月+120,000 円バザー

1 ヶ月あたりの内訳

ランチ／飲み物		57,500 円
ワンコインコンサート	@500×25 人	12,500 円
企画参加費	@200×100 人	20,000 円
合計		90,000 円

- ・目的に沿った活動を進めていきます。
- ・居場所の運営に会員全員が少しずつ力を出し合って一層かかわりを深めていきます。
- ・大人の布遊び、ワンコインコンサートの開催を継続します。 また、夏休みに子ども向けの企画を行い、子どもが気軽に立ち寄れる場としていきます。
- ・多彩な企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます。そのため回覧で広報する地域を広げます。
- ・生活援助サービス等新たなサービスの創設を検討していきます。
- ・地域センターまつり、文化祭のバザーに参加し居場所の活動を知ってもらいます。
- ・ホームページの更新を行い広く居場所の活動を情報発信します。
- ・予防健康体操を推進し、シャンプー体操、トリム健康体操の開催をします。

Ⅲ. 2018年度活動予算書(案)

(単位:円)

	収益事業				本来事業	総務・共通	総合計
	居宅部門	通所部門	ホームヘルプ部門	収益事業計	居場所		
I. 経常収益							
事業収益	12,743,916	23,400,000	19,800,000	55,943,916	1,200,000		57,143,916
正会員受取会費						114,000	114,000
賛助会員受取会費						6,000	6,000
受取寄付金							0
受取助成金					570,000	30,000	600,000
経常収益計	12,743,916	23,400,000	19,800,000	55,943,916	1,770,000	150,000	57,863,916
II. 経常費用							
1. 事業費						2. 管理費	
(1)人件費]							
給料手当	7,920,000	13,356,000	11,960,000	33,236,000	350,000	4,340,000	37,926,000
処遇改善金		430,000	1,200,000	1,630,000			1,630,000
法定福利費	1,070,000	900,000	1,400,000	3,370,000		180,000	3,550,000
福利厚生費	14,000	40,000	31,000	85,000		7,000	92,000
通勤費	300,800	340,800	331,200	972,800		360,400	1,333,200
労働保険料				0		380,000	380,000
(2)その他経費				0			0
ケア交通費		6,000	470,000	476,000			476,000
ガソリン・駐車代	205,000	310,000	308,000	823,000		40,000	863,000
車両費(点検など)		100,000		100,000			100,000
材料費		1,300,000		1,300,000	270,000		1,570,000
消耗品費	5,000	250,000	122,000	377,000	35,000	110,000	522,000
備品・施設維持費			22,000	22,000	50,000		72,000
保守料		186,000		186,000		146,400	332,400
リース代	580,968	262,836	577,296	1,421,100		350,000	1,771,100
水道光熱費		430,000		430,000	87,000	335,000	852,000
通信費	131,000	93,000	47,000	271,000	8,000	380,000	659,000
印刷代				0		200,000	200,000
研修費				0		22,000	22,000
新聞図書費	5,000			5,000			5,000
諸会費	9,000	10,100	9,500	28,600	4,800	21,000	54,400
支払手数料			60,000	60,000		70,000	130,000
会費				0	3,000	135,000	138,000
会員活動費				0		100,000	100,000
広報費				0		5,000	5,000
保険料		83,100		83,100			83,100
火災保険料				0	27,000		27,000
ACT包括保険料				0		194,180	194,180
支払報酬				0	220,000	129,600	349,600
減価償却費		126,978		126,978		7,635	134,613
地代家賃・駐車代	138,000	1,719,240	138,000	1,995,240	420,000	1,294,284	3,709,524
租税公課		46,700		46,700	60,000	70,500	177,200
雑費・交際費		3,000		3,000		10,000	13,000
ACT分担金				0		290,000	290,000
予備費				0			0
経常費用計	10,378,768	19,993,754	16,675,996	47,048,518	1,534,800	9,177,999	57,761,317
当期経常増減額	2,365,148	3,406,246	3,124,004	8,895,398	235,200	-9,027,999	102,599

第3号議案 ACTとの連携の件

ACT 脱退について

第4号議案 定款変更の件

NPO法の改正等に伴う定款変更

新	旧
<p>(<u>入会金及び会費</u>の不返還)</p> <p>第12条 すでに納入した<u>入会金、会費</u>は、返還しない。</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。</u>また、<u>任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3、4 (現行の通り)</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第21条 総会は以下の事項について議決する。</p> <p>(1) (現行の通り)</p> <p>(2) 事業計画及び<u>予算</u>の承認ならびにその変更</p> <p>(3)～(9) (現行の通り)</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第27条</p> <p>1、2 (現行の通り)</p> <p>3、前項の規定により表決した正会員は、<u>25条、26条および次条第1項</u>の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>(理事会の権能)</p> <p>第30条</p> <p>(1) (削除)</p>	<p>(<u>抛出金品</u>の不返還)</p> <p>第12条 すでに納入した会費<u>その他の抛出金品</u>は、返還しない。</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、役員を総会で選任するため、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第21条 総会は以下の事項について議決する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業計画及び<u>収支予算</u>の承認ならびにその変更</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第27条</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3、前項の規定により表決した正会員は、<u>前2条</u>の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>(理事会の権能)</p> <p>第30条</p> <p>(1) 事務局の組織及び運営</p> <p>(2) その他この法人の運営に関する必要な事項</p>

<p><u>(1) 総会に付議すべき事項</u></p> <p><u>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他この法人の運営に関する必要な事項</u></p> <p>(構成)</p> <p>第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) ～ (3) (現行の通り)</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び<u>予算</u>は、当該事業年度中の通常総会で承認を得なければならない。</p> <p>3 当該総会は、報告を受けた事業計画および<u>予算</u>の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および<u>予算</u>を変更しなければならない。</p> <p>4 前項を除くもののほか、事業計画および<u>予算</u>の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。</p> <p>5 理事会は、事業年度中に事業計画および<u>予算</u>を変更した場合は、当該事業年度終了後通常総会に報告するものとする。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書、貸借対照表及び財産目録</u>等決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決</p>	<p>(構成)</p> <p>第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び<u>収支予算</u>は、当該事業年度中の通常総会で承認を得なければならない。</p> <p>3 当該総会は、報告を受けた事業計画および<u>収支予算</u>の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および<u>収支予算</u>を変更しなければならない。</p> <p>4 前項を除くもののほか、事業計画および<u>収支予算</u>の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。</p> <p>5 理事会は、事業年度中に事業計画および<u>収支予算</u>を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告書、<u>財産目録、貸借対照表及び活動計算書</u>の決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議</p>
---	---

<p>を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p><u>2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。</u></p> <p>(解散)</p> <p>第42条 この法人は次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1)～(4) (現行通り)</p> <p>(5) <u>破産手続開始の決定</u></p> <p>(6) (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第44条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</u></p>	<p>決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第42条 この法人は次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第44条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。</p>
--	---

第5号議案 職員代表選出の件

柴 由美子 (2018. 6. 1～2019. 5. 31)

第6号議案 代表理事報酬の件

代表理事報酬月額 20,000円とする。

ただし、別途職員としての業務に対し給与等を
支給することを妨げない。

